主な記事
防災力向上支援事業案内　2
同事業詳細案内　3
お笑い夏まつり（烏山）　4

Shoten-gai NEWS
# 商店街ニュースN
第1225号
（令和８年）2026年10月5日
（毎月５日発行）
発行所　東京都商店街振興組合連合会
〒104-0061　東京都中央区銀座2-10-18
電　話　03－3542－0231～5
FAX　03－3542－0236
URL　http://www.toshinren.or.jp/
購読料　年間2,500円［送料込み、会費に含む］

東京都

## 商店街防災力向上
## 緊急支援事業補助金
### 補助率10/10　上限額30万円
### 申請受付中　11月30日まで

東京都は、今年度の「商店街防災力向上緊急支援事業」の申請を11月30日まで受け付けている。

首都直下地震等の大規模な自然災害が発生した際に備えて、都内の商店街が、来街者や地域住民の安全確保等、地域の防災力向上に取り組む経費を助成するもの。

補助対象者は、都内の商店街、区市町村を単位とする商店街の連合会。

補助要件は、①防災意識を高める取り組みを1回以上実施②災害が起きた際のルール・マニュアルの具備（2025年度に提出済みで内容に変更が無ければ省略可能）――の2点を満たすこと。

補助率は10分の10。上限額は30万円。補助対象経費は①防災資機材・防災備蓄品等の購入経費（防災用無線、災害救助用具、簡易トイレ、ヘルメット、非常食など）②防災の取り組みに関する案内や防災マップ等の作成・印刷に要する経費③打ち合わせに係る経費（会場費等）。

申請書類を募集期間内に各区市町村の商店街振興課へ提出する。募集要領、申請書の様式等、詳細は東京都産業労働局のホームページを参照。

なお、マニュアル等の作成に当たっては「商店街ステップアップ応援事業」の無料専門家派遣を活用することができる。

申請についての問い合わせは東京都商店街防災力向上緊急支援事業事務局（公共ビジネスサポート㈱内・☎03・6835・3459）、事業全般については東京都産業労働局商工部地域産業振興課（☎03・5320・4787）へ（東京都発行のチラシを2・3面に掲載）。

## 守ろう 駐輪マナー
### 10月22日からキャンペーン

今年も10月22～31日の10日間、「第43回駅前放置自転車クリーンキャンペーン」が実施される。東京都と区市町村が放置自転車問題を広く都民に訴えるため、警視庁や鉄道会社等関係機関と相互協力して対策を推進している。東京都商店街振興組合連合会も構成団体として参画している。

都ではキャンペーンの周知を図るため、ポスター（画像）とリーフレットを作成した。関係機関・団体等に掲示と配布を依頼するとともに、広報紙や機関紙、ホームページへの掲載も呼びかける。

また、安全安心まちづくりを推進するマスコットキャラクター「みまもりぃぬ」を活用したアニメーション広報動画をユーチューブなど各種ＳＮＳで配信するほか、街頭ビジョンでも放映する。キャンペーンＰＲキャラバン隊による啓発活動も行う。

東京都の調査によると、2025年度の駅周辺における自転車、原動機付自転車および自動二輪車の放置台数は、前年度より1676台減の1万4366台だった。うち、自転車のみの放置台数は1482台減の1万3394台となり、東京都自転車安全利用推進計画で設定した「2025年度中に1万5千台以下」という目標を昨年に続いて達成した。

しかし、自転車等の放置は歩行者や緊急車両等の通行を妨げ、街の景観も損なう要因となるため、依然として重要な課題となっている。東京都は今後も目標を達成できるよう、駅前放置自転車を減らす取り組みを推進していく。

都振連・都商連

## 熊本地震義援金に協力を
### 被災商店街の復興支援

東京都商店街振興組合連合会と東京都商店街連合会は、7月28日に発生した熊本地震で被災した商店街の復興を支援するため、「令和８年熊本地震義援金」への協力を呼びかけている。

地震により、八代市内の商店街では建物が倒壊するなど、大きな被害が確認されている。

寄せられた義援金は熊本県商店街振興組合連合会へ届ける。振込期限は12月28日まで。

振込先
三井住友銀行（０００９）京橋支店（６３７）
口座番号：（普通）７０７１７０７
口座名：東京都商店街連合会

八代市内の通町商店街振興組合㊧、本町３丁目商店街振興組合㊨の被災状況（熊本県振連提供）

東京都

## カスハラ対策に奨励金40万円

東京都では「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」の理念や内容を分かりやすく伝えるためのポータルサイト「ＴＯＫＹＯノーカスハラ支援ナビ」（画像）を開設し、東京都における各種取り組みなどに関する情報を発信している（ＱＲコード）。

サイトには「カスタマーハラスメント」についての解説をはじめ、防止対策のポイントをまとめた事業者向けの動画、相手に意見を伝える際のポイントの確認に活用できるチェックリストやコラムなどのメニューがある。また、ポスターやリーフレット等、広報物のダウンロードもできる。

10月23日からはカスタマーハラスメント防止対策推進事業の企業向け奨励金の第２回募集も行う。カスハラ対策のマニュアル作成、録音・録画環境の整備など対象の取り組みを実施した都内中小企業等（常時雇用従業員300人以下）が対象で、40万円の奨励金が支給される。受付は事前エントリー制で、募集規模は5000件。

詳しくは奨励金特設サイト（ＱＲコード）で。

## 賃上げ対応へ助成金も

## 最低賃金1280円に
### 54円アップ 10月１日から

東京都

東京都の最低賃金（時間額）が54円上がり、10月1日より1280円に改正された。

東京都最低賃金は、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性別、国籍および年齢の区別なく、都内事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用される。

最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、最低賃金法により50万円以下の罰金が科せられる。

なお、厚生労働省では、労働時間の削減等に取り組む中小企業事業主を対象とする「働き方改革推進支援助成金」や、雇用管理改善・雇用環境の整備により離職率低下を実現した事業主に対する「人材確保等支援助成金」等、賃金引き上げの支援策を設けている。

詳しくは厚労省の「賃上げ」支援助成金パッケージサイト（ＱＲコード）で。

東京労働局では広報用動画「東京都最低賃金改正のお知らせ」（画像）を公式チャンネル（ＱＲコード）で公開している。

東京都の最低賃金改正を告知するポスター

令和８年度若手商人育成事業
中小小売商業活性化フォーラム

# 若者は商店街に来ない という大きな勘違い

参加無料
定員先着順
150名

第１部　基調講演 13:30～14:30
※後日YouTubeにて録画配信

登壇者

社会デザイン研究者
三浦 展氏

社会デザイン研究者であり、長年日本の消費社会を鋭く分析してきた三浦展氏をお迎えし、若者の行動に対する先入観を解き明かしながら、リアルな消費動向とこれからの「商い」のあり方についてお話しいただきます。

開催日　令和8年 11/6（金）
開場 12:45　開演 13:15

申込 QRコード

開催場所　神田明神ホール

申込締切　10/30（金）

第２部　14:45～16:15
第21回 東京商店街グランプリ

お問い合わせ：（公財）東京都中小企業振興公社 事業戦略部 経営戦略課 TEL:03-5822-7237
東京都産業労働局　公益財団法人 東京都中小企業振興公社